

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セントビンセント	セントビンセント及びグレナダ両国諸島政府に対する贈与に關する日本国政府とセントビンセント及びグレナダ両国諸島政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、同政府の關係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	250,000千円 -----	H27.5.20 ロドニー・ベイト(セントルシア)で (同日)	日本側 手塚義雅在セントビンセント大使(トリニダード・トバゴに於て兼轄) カミ 外務・情報技術・商業・海外貿易・商務大臣	H27.6.2 180号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。